

東村山市災害時要援護者支援全体計画

平成24年3月 策定

東 村 山 市

<目次>

第1章	総則	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	対象となる要援護者	1
4.	計画の構成	2
第2章	要援護者情報の把握	3
1.	要援護者情報の把握	3
2.	要援護者台帳の整備	3
3.	行政情報抽出方式の台帳について	4
4.	手上げ方式の台帳について	5
5.	個別支援プランの作成	6
6.	個人情報の保護	7
第3章	避難支援体制	7
1.	要援護者支援班の設置	7
2.	関係機関との連携	7
3.	市の役割	7
第4章	情報伝達体制の整備	9
1.	情報に関する情報	9
2.	情報伝達ルート	9
3.	防災情報の周知	10
第5章	安否確認	10
1.	安否確認の方法	10
2.	安否確認窓口の設置	11
第6章	避難誘導及び避難所における支援	11
1.	避難誘導の手段・経路等	11
2.	避難所における支援	11
第7章	避難訓練体制	12
1.	要援護者避難訓練の実施	13
第8章	個別支援プランの作成	13
1.	作成の推進	13
2.	要援護者の登録	13
3.	推進体制等	14
4.	個別支援プランの更新	14
第9章	資料	14

第1章 総則

1. 計画の目的

日本国内は、これまで多くの地震や台風等の自然災害にみまわれ、多くの被害が発生してきました。そして、平成23年3月に発生しました“東日本大震災”では、各地域に大きな被害をもたらし、現在も復旧は終わっていません。東村山市では幸いなことに大きな被害はありませんでしたが、東京を含む南関東においても、今後30年の間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70パーセントといわれており、いつ大規模な地震が起こってもおかしくない状況にあります。災害発生時の被災者の多くが避難に時間を要する高齢者や障害者等の支援を必要とする要援護者（以下『要援護者』とする）であることから、災害時に円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

このため、災害時に要援護者が避難所へ無事避難ができるよう、東村山市においても地域市民の方々のご協力をいただき、災害時要援護者避難支援対策として『災害時要援護者支援全体計画』を策定しました。

『災害時要援護者支援全体計画』は、平時や災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における要援護者の支援対策について、その基本的な考え方や進め方等を明らかにしたものであり、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

『災害時要援護者支援全体計画』は、東村山市地域防災計画（用語集参照）に規定されている要援護者対策について具体化したものです。平常時及び災害時における要援護者に関する情報整備、避難支援体制、行政・地域の動き等について定めてあります。

3. 対象とする要援護者

『災害時要援護者支援全体計画』の対象とする要援護者は、東村山市内で日頃から地域での見守りが必要であったり、災害発生時に「必要な情報を的確に把握し、避難する」などの一連の行動に対して、一定の支援が必要な方とします。

（要援護者の特徴およびニーズは、「第9章 資料」をご覧ください。）

4. 計画の構成

災害時要援護者支援全体計画は、下記の体系で構成されています。

災害時 要援護者 支援全体 計画	第1章 総則	<ol style="list-style-type: none">1 計画の目的2 計画の位置づけ3 対象とする要援護者4 計画の構成
	第2章 要援護者情報の整備	<ol style="list-style-type: none">1 要援護者情報の把握2 要援護者台帳の整備3 行政情報抽出方式の台帳について4 手上げ方式の台帳について5 個別支援プランの作成6 個人情報の保護
	第3章 避難支援体制	<ol style="list-style-type: none">1 要援護者支援班の設置2 関係機関・団体との連携
	第4章 情報伝達体制の整備	<ol style="list-style-type: none">1 避難に関する情報2 情報伝達ルート3 防災情報の周知
	第5章 安否確認	<ol style="list-style-type: none">1 安否確認の方法2 安否情報窓口の設置
	第6章 避難誘導及び避難所における支援	<ol style="list-style-type: none">1 避難誘導の手段・経路等2 避難所における支援
	第7章 避難訓練体制	<ol style="list-style-type: none">1 要援護者避難訓練の実施
	第8章 個別支援プランの作成	<ol style="list-style-type: none">1 作成の推進2 要援護者の登録3 推進体制等4 個別支援プランの更新
	第9章 資料	

第2章 要援護者情報の整備

1. 要援護者情報の把握

災害発生時において要援護者への支援（声かけ、避難誘導、安否確認、避難所等での生活支援など）を的確に行うためには、要援護者の把握と関係機関・団体間での情報共有が必要となります。

このため、市では日頃から要援護者の情報を把握し、適切に活用できるよう次の2つの方式で要援護者情報の整備・活用を行っていきます。

2. 要援護者台帳の整備

市では要援護者情報について、次の2つの方式で整備し活用していきます。

(1) 行政情報抽出方式

市が保有している行政情報（介護保険の認定者情報、障害者手帳情報等）から、一定の基準で情報を抽出して台帳を作成する方法です。作成した台帳は、平常時からの情報共有としては使いませんが、『本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められる』場合にのみ、必要な範囲で情報提供を行うことがあります。

活用方法についての詳細は第3項をご覧ください。

(2) 手上げ方式（平成24年度中に開始予定）

後述する地域の関係団体への情報提供について、同意をいただいた方のみを一覧にして台帳を作成する方法です。この方法で作成した台帳は、平常時から地域の関係機関・団体（警察署、消防署、民生委員・児童委員協議会、自治会長等）で共有し、地域での見守りにつなげるとともに、避難支援者探しに活用されます。また、災害時においては行政情報抽出方式とあわせて必要な範囲で地域に情報提供を行うことがあります。

活用方法についての詳細は第4項をご覧ください。

ご注意ください

この制度は、登録を行うことで、要援護者の情報を地域の関係機関・団体で共有し、地域での見守りにつなげたり、避難支援者を探したりする手助けとするものです。

（要援護者の避難を支援をしてくれたり、平時から見守りをしてくれたりする近隣の方を、この計画では「避難支援者」と呼んでいます。）

登録することで、災害時等に行政や消防署、避難支援者等が必ず救助をしに来てくれる制度ではありません。

(それぞれの方式で対象とする要援護者一覧)

		(1) 行政情報抽出方式 市で持っている情報 から抽出する場合	(2) 手上げ方式 下記の対象者のうち、地域への情 報提供に同意をいただいた方
高 齢 者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯 ・ 要介護度1以上で在宅生活をしている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯で、単独避難が困難な方 ・ 要介護状態等で単独避難が困難な方
障 害 者	身体障害者	障害者手帳1～2級を保持し、在宅生活をしている方	原則、障害者手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	知的障害者	愛の手帳1～2度を保持し、在宅生活をしている方	原則、愛の手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	精神障害者		原則、精神保健福祉手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	難病患者		原則、都の指定する難病患者としての認定を受け、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
乳 児	0 歳		
妊 産 婦	妊 産 婦		
外国籍の方			日本語でのコミュニケーションが困難である等、地域生活に不安を感じている方

3. 行政情報抽出方式の台帳について

(1) 登録方法

要件を満たした場合は自動的に台帳に登録されるため、申請の必要はありません。例えば要介護度1以上の認定を受けたり、障害者手帳2級以上を取得したりといった場合に、自動的に市の台帳に登録されます。

(2) 活用方法

平常時には情報提供のための活用は行いません。しかし災害発生時には、東村山市災害対策本部(用語集参照)の指示のもと適切な情報提供を行い

ます。例えば避難所へ速やかに情報提供を行うことにより、要援護者の避難支援や情報管理のために活用されることが想定されます。

また、地域ごとの要援護者数の統計を行い地域防災支援に役立てます。

4. 手上げ方式の台帳について（平成24年度中に開始予定）

（1）登録方法

「東村山市要援護者名簿登録申込書」（以下「登録申込書」とする。）を市へ提出いただくことで登録されます。本制度は平成24年度中の開始を予定しており、制度開始にあたっては市報等で広く周知を予定しています。

ご注意ください

登録申込書を提出していただくことで、登録申込書にある内容（地域の関係機関・団体への情報提供等）に同意いただいたこととなります。登録の際は、登録申込書をよくお読みのうえご提出ください。

（2）活用方法

登録いただいた情報を市で管理し、地域の関係機関・団体へ情報提供を行います。平常時から地域の関係機関・団体に要援護者情報を提供することで、地域での繋がりをつくるための手助けとなります。また、消防署や警察署へも情報提供を行います。

（3）情報提供する地域の関係機関・団体の範囲

関係機関・団体（用語集参照）	提供地域
警察署、消防署	市内全域
民生委員・児童委員協議会	担当地域
社会福祉協議会	市内全域
福祉協力員	担当地域
保健推進員	担当地域
地域包括支援センター	担当地域
自治会長等	自治会地域
自主防災組織	担当地域

* 上記のうち、要援護者情報の取扱いについて東村山市と協定を結んだ方へ提供を行います。

（4）提供される情報

- ・住所、氏名、年齢・・要援護者の住所、氏名とフリガナ、年齢
- ・要援護者の状況・・要介護度、障害者手帳の等級・障害種別、一人暮らし高齢者等の援護が必要な状況

- ・ 個別制度の利用状況 ・ ・ 緊急通報システム等、要援護者支援に関する制度の利用状況
- ・ 避難支援者の有無 ・ ・ 登録申込書に、要援護者を支援してくれる方（避難支援者）が記載されているかどうか

< 提供される情報のイメージ >

氏名	年齢	住所	状況	個別制度の利用状況	避難支援者の有無
ヒガシヤマ マロウ 東村山 郎	50	本町1 - -	視覚障害 1級	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急通報 救急医療情報キ ット ヘルプカード	2名
ヒガシヤマ マロ 東村山 子	70	本町2 - -	要介護度 1	緊急通報 <input checked="" type="checkbox"/> 救急医療情報キ ット <input checked="" type="checkbox"/> ヘルプカード	無し

(5) 制度について

この制度は、「地域の助け合い」により推進するものです。要援護者の皆様、地域の皆様、関係機関・団体の皆様には地域の助け合い、繋がりをつくるために制度の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけるようお願いしていきます。

尚、要援護者の支援においてはさまざまな事態が想定されます。そのため避難支援者は、その支援活動に伴う様々な事柄について必ずしも責任を負うものではありません。

5. 個別支援プランの作成（平成24年度開始予定）

災害時等に迅速な対応を行うためには、あらかじめ具体的な避難支援計画などを定めておく個別支援プランを作っておくことが重要です。「個別支援プランの用紙」や「プラン作成におけるアドバイスをまとめた用紙」は、平成24年度中に東村山市ホームページや東村山市役所で配布を予定しています。個別支援プランについては第8章で詳しく説明しています。

ご注意ください

この制度は、地域の皆様の協力によって成り立つものです。

また、避難支援者はあくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うもので、避難支援等について責任を伴うものではありません。

6. 個人情報の保護

(1) 東村山市の情報管理

要援護者の個人情報を東村山市健康福祉部地域福祉推進課にて収集等を行うこと及びその台帳を電子データで管理することについては、東村山市個人情報保護に関する条例（昭和63年条例第16号）第5条、第7条、第22条の規定により、平成23年12月19日に東村山市個人情報保護運営審議会に諮問し、答申を受けています。

緊急時（災害時等）に、要援護者の個人情報を収集・目的外利用及び外部提供することについては、東村山市個人情報保護に関する条例第7条第2項第3号の規定を適用します。

(2) 緊急時の定義

東村山市災害対策本部にて、「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められるとき」と判断された場合です。

(3) 地域の関係機関・団体への情報提供

地域の関係機関・団体へ要援護者情報を提供する場合は、個人情報の取り扱いについて記した協定書を取り交わし、守秘義務を確保します。

第3章 避難支援体制

1. 要援護者対策班の設置

市では、災害時に関係機関、自治会、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、『要援護者対策班』を設置して要援護者対策を総合的に推進します。

- ・ 業務：安否確認、要援護者の避難支援、避難誘導 等

2. 関係機関との連携

要援護者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となります。このため、市は『要援護者対策班』と、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携し、避難支援体制の構築を推進します。また、地域コミュニティや地域における要援護者支援に関する人材の育成に努めるなど、支援体制の充実を図っていきます。

3. 市の役割

市は災害対策本部の下に福祉班（健康福祉部）を設置し、災害時要援護者の避難支援に関することや、生活必需品の備蓄・管理などを行っていきます。また、避難所班（教育部）では避難所の開設、運営、管理等を行って生きます。

その他災害時の事務分掌については、東村山市地域防災計画の中で定めています（次頁の表を参照）。

災害時の事務分掌（東村山市地域防災計画より抜粋）

福祉班	地域福祉推進課 生活福祉課 高齢介護課 障害支援課	(1) ボランティアの受入等に関し、福祉関係団体との連絡に関する事。 (2) 災害時要援護者に対する生活必需品の備蓄及び管理に関する事。 (3) 弔慰金、見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び義援金の配布に関する事。 (4) 災害時要援護者の避難支援に関する事。 (5) 高齢者、障害者及び災害時要援護者の援助、救援に関する事。 (6) 二次（福祉）避難所の運営に関する事。 (7) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (8) 日本赤十字社からの救援物資に関する事。 (9) 義援金の配分に関する事。
救護班	健康課 保険年金課	(1) 負傷者、傷病者の把握 (2) 救護所の設置、管理に関する事。 (3) 医師会等関係団体との連絡、調整に関する事。 (4) 医療器材、薬品等の調達に関する事。 (5) 被災者の健康管理に関する事。 (6) 感染症に予防及び保健衛生に関する事。 (7) 遺体の検案、収容及び火葬に関する事。 (8) ペット対策に関する事。 (9) 放浪動物に関する事。
学校班	各小中学校	(1) 児童及び生徒の避難、救護に関する事。 (2) 応急教育に関する事。 (3) 各学校における避難所の開設運営に関する事。
管理班	庶務課	(1) 部内各班の任務分担の調整に関する事。 (2) 部内各班の指令伝達に関する事。 (3) 他機関との連絡、調整に関する事。 (4) 物資（学用品等）の調達及び配分に関する事。 (5) 学校施設の防災及び復旧に関する事。
避難所 1班	学務課 指導室	(1) 被災児童及び生徒の救援対策に関する事。 (2) 避難所の開設、運営、管理に関する事。 (3) 避難者の名簿作成に関する事。 (4) 避難所の食品衛生に関する事。
避難所 2班	社会教育課 市民スポーツ課 図書館 公民館 国体推進室 ふるさと歴史館	(1) 被災児童及び生徒の救援対策に関する事。 (2) 避難所の開設、運営、管理に関する事。 (3) 避難者の名簿作成に関する事。 (4) 他の部への応援に関する事。 (5) 地区別災害拠点の設置に関する事。

第4章 情報伝達体制の整備

1. 避難に関する情報

災害発生時や災害が発生するおそれのある場合は、市は下表のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令します。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達します。

《避難勧告等の一覧》

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等の避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	要援護者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始すべき段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間がない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもあります。

2. 情報伝達ルート

災害時の情報等については、市は次表のように多様な手段を通じて伝達することとしています。

《情報伝達手段の一覧》

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送		
広報車両等による広報		
放送事業者への情報提供による放送		
市防災情報メールの配信		
市ホームページへの掲載		
臨時広報紙の発行		

要援護者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚障害者・聴覚障害者に対応する情報手段、外国籍の方に対応する言語等を考慮する必要があります。

このため、市では、自治会や自主防災組織、地域包括支援センター、国際関係団体等の関係機関・団体のネットワークを活用し、要援護者や避難支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制の整備を検討していきます。

尚、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報を伝えることも考慮していきます。

3. 防災情報の周知

市が作成している防災マップや洪水ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行います。

また、各種マップを用いて要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方式、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会等を通じて住民への周知に努めるとともに、特に要援護者を支援する人等の理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとします。

第5章 安否確認

1. 安否確認の方法

要援護者の安否確認については、市は次のような手段を通じて行うこととしています。この際、自治会や自主防災組織、地域包括支援センター等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認が出来る体制を整備するものとします。これらネットワークについて、より円滑な活用が行えるよう、その範囲や活用方法について検討を行っていきます。

確 認 方 法	避難者名簿 行政情報抽出方式名簿 + 手上げ方式名簿 民生委員・児童委員の調査に基づく報告 障害者団体、福祉関係各団体等の調査に基づく報告 自治会・自主防災組織の調査に関する報告 健康福祉部の調査に基づく報告 その他関係機関の調査に基づく報告
---------	---

2. 安否情報窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否確認の集約、要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、安否情報窓口を設置します。

第6章 避難誘導及び避難所における支援

1. 避難誘導の手段・経路等

災害発生時や災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合には、市は安全な地域への避難誘導を行います。

この際、要援護者については、近隣住民同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本としていきます。このため平常時から、市、自治会、自主防災組織、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ連携して対応していくこととします。

また要援護者自身も、自宅から避難所等まで実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう周知します。

尚、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想をされるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

2. 避難所における支援

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を要援護者の避難状況に応じて仮設します。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設といった環境の整備を行います。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか関係機関・団体、事業者と事前に協定を締結するなどにより、普段から対応等を講じておく必要があります。

避難所では要援護者の要望を把握するため、自治会や自主防災組織、福祉

関係者、避難支援者等の協力を得つつ、要援護者からの相談窓口を開設します。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性も配置するなどの配慮が必要です。

さらに、避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとしします。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要です。そこで、保健師等による健康相談、二次的健康疲労（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、状況に応じて避難所から二次避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行います。

尚、発災後速やかな対応をとるために、関係機関・団体、事業者等と事前に協定を締結するなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととしします。

(2) 二次避難所の指定

市は、要援護者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活出来る体制を整備した二次避難所を、あらかじめ指定するよう努めます。

指定にあたっては、把握した要援護者情報をもとに二次避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保出来るよう施設の管理者等と事前協定を締結します。

二次避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉センターや特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとしします。

二次避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係者等の十分な理解を得るものとしします。

平成24年3月1日現在の二次避難所

二次避難所	所在地	電話	備考
東村山市立社会福祉センター	諏訪町 1-3-10	393-9449	
あゆみの家	富士見町 1-5-13	393-7599	
さやま園	富士見町 2-7-13	391-3275	
東村山福祉園	萩山町 1-35-1	343-8141	
東京ココニー東村山印刷所	秋津町 2-22-9	394-1111	
経済産業省経済産業研修所	富士見町 5-4-36	393-2521	

当市には上記以外にも老人ホーム等の福祉施設が存在することから、今後協定を結び二次避難所を増やしていくことを進めていきます。

第7章 避難訓練体制

1. 要援護者避難訓練の実施

要援護者が迅速かつ適切に避難を行うためには、要援護者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけでなく、声かけや見守り活動、地域における各種活動との連携を平常時から深めていく必要があります。

また、在宅の要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要となります。

このため、自治会や自主防災組織、福祉関係者等と連携し、要援護者や避難支援者とともに、要援護者の避難計画（個別支援プラン）の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図っていきます。

避難訓練には、地域住民や要援護者、避難支援者等が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有するとともに、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことによって、地域全体の防災意識の向上を図ることを訓練のねらいとします。

このため、要援護者に対する情報伝達や避難支援、二次避難所設置運営訓練などの訓練を併せて行うこととします。

第8章 個別支援プランの作成（平成24年度開始予定）

1. 作成の推進

災害発生時又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等が迅速かつ適切に実施されるためには、避難などについて特に人的支援を要する要援護者一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかといった「具体的な避難支援計画」を地域の中であらかじめ定めておく必要があります。

このため、市は自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の関係機関・団体の協力を得ながら、個別支援プラン（具体的な避難支援計画等）の作成支援を行います。

2. 要援護者の登録

個別支援プラン（具体的な避難支援計画等）は、第2章「2 要援護者台帳の整備」（P. 3）における手上げ方式の対象者など、普段のくらしや避難などについて、特に人的支援を要する要援護者一人ひとりに関して作成することを基本とし、地域の方々や関係機関・団体の協力を得て作成していきます。

作成された個別支援プランは、個人情報に配慮し、要援護者本人、その家族及び市といった必要最小限の関係所管の他、要援護者が必要と考える人（避

難支援者等)へ配布します。

3. 推進体制等

個別支援プラン作成支援の推進にあたっては、市は庁内の横断的組織である「要援護者対策推進会議」を設置し、具体的な推進方法について検討を行っていきます。

《個別支援プラン作成を推進するために検討すべき事項の例》

- ・ 個別支援プランの作成が必要な要援護者の基準
- ・ 手上げ方式の推進方法や周知方法
- ・ 自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員協議会や地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携のあり方
- ・ 関係機関・団体等との協力体制の強化や支援者の確保についての方策
- ・ 個別支援プランに記載する避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等の指針

4. 個別支援プランの更新

要援護者情報については、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の鮮度を保つ必要があります。個別支援プランの内容に変更が生じた場合や本人等からの変更申請があった場合には、その都度速やかに登録情報を更新していきます。

第9章 資料

< 要援護者の特徴およびニーズ >

「災害時要援護者対策ガイドライン」(日本赤十字社)を参考に作成

区 分		特 徴	災害時のニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし 高 齢 者	・ 基本的には自力で行動できるが、緊急事態等であることに気付くのが遅れる場合がある。	・ 災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	要介護高齢者 (寝たきり)	・ 食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで介助が必要であり、自力で移動することが出来ない。	・ 災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ・ 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	・ 記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	・ 災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。

身体障害者	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による認識が困難な場合や、置かれた状況が分からず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などが分からない場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難出来ないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難、誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては手話、筆記等である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況等を伝える際の音声による会話は困難である。 ・音声は聞こえても、言葉の意味等を理解出来ない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、歩行の補助や車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に酸素ボンベが持ちこめない等の問題がある。 ・継続治療が出来なくなる傾向がある。 ・透析治療のために集団異動措置をとる際は、ヘリ、車、船等の移手段の手配が必要となる。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ・施設、作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ・通所していた施設、作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。 	
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することが必要となる。 ・自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。 	

難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ・避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。 ・特殊な医療器具やその電力の確保が必要となる。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が低いほど、養護が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態は、避難時に適切な誘導が必要である。 ・被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で移動出来る人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動の際には、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外国籍の方	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を得ることや伝達することが十分出来ない人も多く、特に災害時の用語などが理解出来ないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語で情報を得ることや伝達することが十分でないため、多言語による情報提供が必要となる。 ・母国語による情報提供や相談が必要となる。

<用語集>

東村山市災害対策本部

市長を本部長とし、東村山市役所いきいきプラザに設置される災害に対する応急対策を実施する本部。本部の組織及び運営は、災害対策基本法、東村山市災害対策本部条例、同条例施行規則に定められています。

東村山市地域防災計画

災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮って防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のことです。

消防団

消防組織法に基づいて各市町村に設置されている消防機関です。消防団員の身分は、非常勤の特別職地方公務員であり、普段は自営業・サラリーマンといった職業についていますが、災害等発生時には消防活動及びこれに関連する処々の業務を実施します。

自主防災組織

日本においては災害対策基本法第5条において規定されている、地域住民による任意の防災組織です。主に町内会・自治会が母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行います。東村山市内では平成8年に第1号組織が発足し、現在までに28の組織が市の認定を受けて活動しています。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、市民の中から民生委員推薦会によって推薦され、厚生労働大臣により委嘱された方です。

地域の身近な相談相手として、生活上の問題から援助を必要としている方の相談に広く応じています。社会福祉の制度やサービス、相談窓口の紹介を行うとともに、必要に応じて市やその他の関係機関・団体と連絡・連携を取りながら解決に向けて努力をしています。また、守秘義務があり、プライバシーを守りながら“市民と行政とのパイプ役”として活動しています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域福祉を進める中心的な団体として位置づけられた公共性・公益性の高い民間の非営利団体です。全国・都道府県・区市町村にそれぞれ設置され、地域の皆さんや社会福祉関係者などの参加・協力のもと、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指して活動しています。

保健推進員

「東村山市健康づくり活動の推進に関する規則」により設置されています。地域住民の健康水準向上を目的とし、地域の健康に関するニーズを把握し、活動を定め、市と連携をとりながら健康づくりの推進を担っています。